

北海道公安委員会告示第126号

金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）の規定に基づく金属くず回収業の営業停止命令に関し、金属くず回収業に関する条例第20条の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年8月14日

北海道公安委員会委員長 倉 本 博 史

1 聴聞の期日

令和8年9月2日 午前・午後 10時00分

2 聴聞の場所

札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部1階聴聞・意見聴取室

3 事案番号

金属くず回収業に関する条例に基づく行政処分番号令和8年度第2号

注 規格は、A列4番縦長とする。